

議第24号 呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」といいます。）の一部改正（令和5年法律第48号による一部改正）に伴い、所要の規定の整理をするものです。

2 条例改正に係る法の主な改正内容

この度の法の一部改正により、国において、新たな個人番号の利用・情報連携^{※1}について、現行よりも迅速な開始が可能となります。

条例改正に係る法の主な改正内容は、次のとおりです。

(1) 個人番号の利用事務（改正後の法第9条及び別表）

現行の法においては、別表第1に規定されている事務^{※2}についてのみ個人番号を利用できることとされています。

この度の法の一部改正により、別表第1が別表に改められ、改正後の別表に掲げる事務に加え、当該事務に準ずる事務（性質が同一であるものに限りま
す。）であって主務省令で規定されたものについても個人番号を利用することができることとされました。

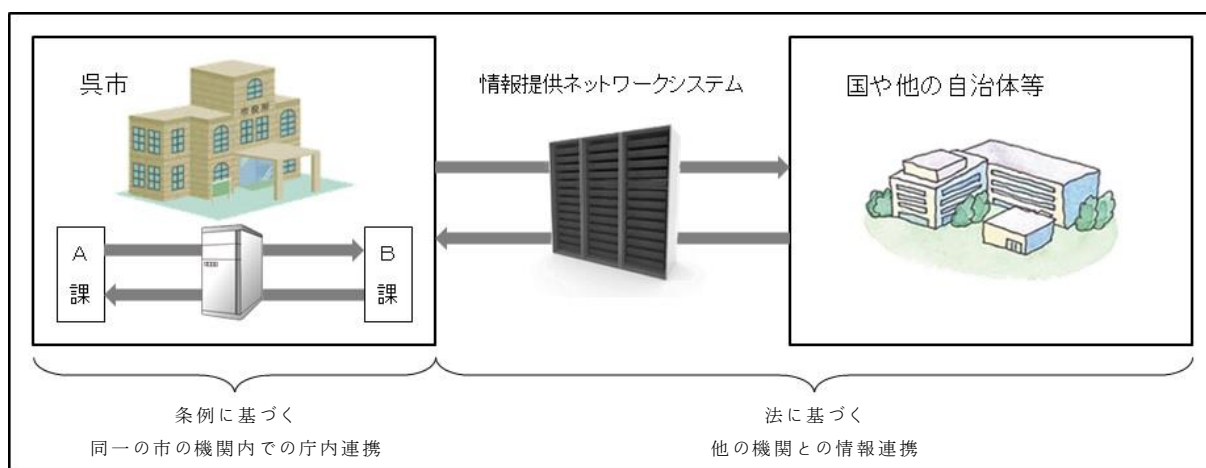
(2) 個人番号の情報連携（改正後の法第19条及び別表）

現行の法においては、別表第2に規定されている事務^{※3}についてのみ個人番号の情報連携を行うことができることとされています。

この度の法の一部改正により、別表第2が削られ、改正後の別表に掲げる事務であって主務省令で規定されたものについて個人番号の情報連携を行うことができることとされました。

※1 情報連携：各種手続の際に行政機関等に提出する書類（住民票の写し、課税証明書等）を省略可能とする等のために行う異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取り

（法及び条例による情報連携等のイメージ）



※ 2 別表第 1 に規定されている事務の例：現行の法別表第 1（一部抜粋）

5 6 市町村長（児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）第 1 7 条第 1 項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
--	---

※ 3 別表第 2 に規定されている事務の例：現行の法別表第 2（一部抜粋）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
7 4 市町村長（児童手当法第 1 7 条第 1 項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの
7 5 市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの

【参考】改正後の法別表（一部抜粋）

5 6 市町村長（児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）第 1 7 条第 1 項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
--	---

3 条例改正の内容

法の一部改正に伴い、用語の定義の追加や引用する規定の修正等、所要の規定の整理をします。

4 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行の日（公布の日（令和 5 年 6 月 9 日）から起算して 1 年 3 月を超えない範囲内において政令で定める日）